

第2回北斗市農業委員会総会議事録

令和4年4月27日 開催

北斗市農業委員会

招 集 年 月 日	令和4年4月27日					
招 集 場 所	北斗市総合分庁舎 3階 大会議室					
委員の出欠状況 (出席 12名) (欠席 2名)	1番	澤 田 亨	出席	8番	落 合 修	出席
	2番	山 本 正 人	出席	9番	吉 田 勝 幸	出席
	3番	齊 藤 介 男	出席	10番	佐々木 敬 子	欠席
	4番	笠 原 勝 幸	出席	11番	時 田 孝 喜	欠席
	5番	佐々木 秀 樹	出席	12番	加 藤 隆	出席
	6番	岡 村 栄 士	出席	13番	佐々木 勝 利	出席
	7番	中 川 哲	出席	14番	和 田 勝 雄	出席
本会議に職務のため出席した者の職氏名	北斗市農業委員会 事務局長 吉 田 賢 一 係 長 大 森 千 里 再 任 用 澤 口 則 之					

<p>会長提出議案</p>	<p>報告第1号 農地法第3条の規定による届出について</p> <p>報告第2号 農地移動適正化あっせん申出の取下げについて</p> <p>議案第1号 土地の現況証明書の交付について</p> <p>議案第2号 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について</p> <p>議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の決定について</p> <p>議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画（賃貸借）の決定について</p> <p>議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画（使用貸借）の決定について</p> <p>議案第7号 農地移動適正化あっせんの申出について</p> <p>議案第8号 農地移動適正化あっせん委員の変更について</p> <p>議案第9号 土地の現況証明調査委員の指名について</p> <p>議案第10号 令和4年度最適化活動の目標の設定等について</p>
<p>委員提出議案 等の標題</p>	

第2回北斗市農業委員会総会議事日程

開議 令和4年4月27日 午後 1時30分

- | | | |
|-------|--|----------|
| 日程第 1 | 会議録署名委員の指名について | |
| 日程第 2 | 会期の決定について | |
| 日程第 3 | 農地法第3条の規定による届出について | (報告第1号) |
| 日程第 4 | 農地移動適正化あっせん申出の取下げについて | (報告第2号) |
| 日程第 5 | 土地の現況証明書の交付について | (議案第1号) |
| 日程第 6 | 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について | (議案第2号) |
| 日程第 7 | 農地法第3条の規定による許可申請について | (議案第3号) |
| 日程第 8 | 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画(所有権移転)の決定について | (議案第4号) |
| 日程第 9 | 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画(賃貸借)の決定について | (議案第5号) |
| 日程第10 | 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画(使用貸借)の決定について | (議案第6号) |
| 日程第11 | 農地移動適正化あっせんの申出について | (議案第7号) |
| 日程第12 | 農地移動適正化あっせん委員の変更について | (議案第8号) |
| 日程第13 | 土地の現況証明調査委員の指名について | (議案第9号) |
| 日程第14 | 令和4年度最適化活動の目標の設定等について | (議案第10号) |

第2回北斗市農業委員会総会議決結果表

令和4年4月27日

番号	番号 報告・議案	件名	提出者	議決 結果	備考
1	報告第1号	農地法第3条の規定による届出について	会長	報告済	3件
2	報告第2号	農地移動適正化あっせん申出の取下げについて	会長	報告済	1件
3	議案第1号	土地の現況証明書の交付について	会長	決定	9件
4	議案第2号	農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について	会長	決定	6件
5	議案第3号	農地法第3条の規定による許可申請について	会長	決定	3件
6	議案第4号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の決定について	会長	決定	5件
7	議案第5号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画（賃貸借）の決定について	会長	決定	36件
8	議案第6号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画（使用貸借）の決定について	会長	決定	6件
9	議案第7号	農地移動適正化あっせんの申出について	会長	決定	1件
10	議案第8号	農地移動適正化あっせん委員の変更について	会長	決定	—
11	議案第9号	土地の現況証明調査委員の指名について	会長	決定	—
12	議案第10号	令和4年度最適化活動の目標の設定等について	会長	決定	1件

第2回北斗市農業委員会総会

(午後 1時30分 開会)

<p>(開会宣言) 和田会長</p>	<p>本日は、皆さん御苦勞様でございます。午前中は、農作業等でお疲れのところでの招集でございます。</p> <p>また、推進委員の皆さんには令和4年度の最適化活動がちょっと変わったということで、それを皆さんに承知してもらわないと、お金のほうもありますので、聞いた聞かないということになると困りますので今日お集まりいただきました。初めて総会を傍聴して、その話を最後の日程第14のところでお話をしたいと思います。推進委員の方が、次期3年後には農業委員として登場していただきたいと思ひますし、色々と、皆さんのお手元にある農地移動適正化あっせん申出一覧があります。良いところはすぐ解決するんですけども、少ない面積だとか不便なところだとかはなかなか解決できなく、あっせんが適正に行われておりません。そんなことで、この1冊は皆さんが家に帰りましたら一番見やすいところに保管しておいて、自分の担当地区でなくても適正にあっせんがされるような結果になっていただきたいと思ひますので、特段の皆さんの御協力をお願いしたいと思ひます。</p> <p>前の農業委員の方は聞いていると思ひますけれども、農地が適正に管理されていないということで呼び出しをするんですけども、一向に来ないという農家の方がおります。1月に、それらをみんなと、どんな方法がいいのかということをお話をしていただきます。時間があるときには、それらの問題の解決方法などを皆さんの協力のもとでやっていきたいと思ひます。</p> <p>農地の移動のほうも、なかなか思ひようにならないで、皆さんが悩み、売り手のほうは農業委員会にあっせんを出せば売れるものだと信じております。一つでも早く解決していただきたいと思ひますし、今回、農地移動適正化あっせん申出の場所、委員・推進委員の皆さんの名前が変わって上程されますので、どうかひとつ協力をお願いいたします。</p> <p>本日は、報告2件、議案10件であります。</p> <p>御審議のほどよろしくお願ひ申し上げまして、簡単ですが第2回北斗市農業委員会総会を始めたいと思ひます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>それでは、委員の動向をお知らせいたします。</p> <p>10番佐々木敬子委員、11番時田孝喜より欠席の届出がありましたのでお知らせいたします。</p> <p>北斗市農業委員会会議規則第7条では、「会長は、会議の議長となり議事を整理する」こととなっておりますので、この後の議事については和田会長が進行いたします。よろしくお願ひいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、早速、会議を始めさせていただきます。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に印刷配布のとおりであります。</p>

<p>日程第1 議 長</p>	<p>直ちに日程に入ります。</p> <p>日程第1 本日の会議録署名委員を指名いたします。 議席番号1 番澤田亨委員、議席番号2 番山本正人委員の兩名を指名いたします。</p>
<p>日程第2 議 長</p> <p>議 長</p>	<p>日程第2 会期の決定についてをお諮りいたします。 本総会の会期は、本日1日と決定することに、御異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>御異議なしと認め、本総会は本日1日と決定いたしました。</p>
<p>日程第3 議 長</p> <p>議 長</p> <p>事務局長</p>	<p>日程第3 報告第1号「農地法第3条の規定による届出について」を議題といたします。 番号1から番号3までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p> <p>事務局長より説明があります。</p> <p>御説明いたします。 農地法第3条の3第1項の規定によりまして、農地又は採草放牧地について、相続等により権利を取得した者は農業委員会に届け出ることとなっております。 番号1につきましては、介護老人保健施設いなほより西側の農地でございます。番号2につきましては、山の神神社より西側などの農地でございます。番号3につきましては、一本木稲荷神社より東側などの農地でございます。これらの届け出につきましては、北斗市農業委員会事務専決規程に基づき専決処分しましたことを御報告するものでございます。 以上でございます。</p>
<p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>御異議がありませんので、本件は報告済みといたします。</p>
<p>日程第4 議 長</p>	<p>日程第4 報告第2号「農地移動適正化あっせん申出の取下げについて」を議題といたします。</p>

	<p>番号1を上程いたします。 事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	<p>御説明いたします。 本件に関しましては、大野リバーサイドゴルフ練習場より西側の農地で、平成26年7月にあっせんの申出がされておりましたが、売買先が決まったことから取り下げるものでございます。 なお、これらの案件につきましては、この後の議案第4号（所有権移転の決定）において御審議いただく予定となっております。 以上でございます。</p>
議 長	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	御異議がありませんので、本件は報告済みといたします。
日程第5 議 長	<p>日程第5 議案第1号「土地の現況証明書の交付について」を議題といたします。 番号1から番号9までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
議 長	朗読が終わりましたので、調査委員を代表いたしまして、山本正人委員より報告をお願いいたします。
山本委員	<p>それでは、調査日は4月13日、調査委員は私と澤田委員、齊藤委員、笠原委員で、それと事務方2人と行ってきました。 全部で9件ありまして、まず番号1のほうからですが、当該地は申請のとおり畑として利用されており、農地と認定する。2番に関しては、当該地は申請のとおり原野化しており、農地として利用することは困難と判断し農地採草放牧地以外と認定する。3番に関しては、当該地は申請のとおり畑として利用されており、農地と認定する。4番に関しては、地区名は申請のとおり用水路化、地区名、地区名は公衆用道路化しており、農地として利用することは困難と判断し農地採草放牧地以外と認定する。5番に関しては、当該地は申請のとおり山林化しており、農地として利用することは困難と判断し農地採草放牧地以外と認定する。6番に関しては、当該地は申請のとおり雑種地化しており、農地として利用することは困難と判断し農地採草放牧地以外と認定する。番号7に関しては、当該地は申請のとおり雑種地化しており、農地として利用することは</p>

	<p>困難と判断し農地採草放牧地以外と認定する。8番に関しては、当該地は申請のとおり山林化しており、農地として利用することは困難と判断し農地採草放牧地以外と認定する。9番に関しては、当該地は申請のとおり雑種地化しており、農地として利用することは困難と判断し農地採草放牧地以外と認定する。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>報告が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。</p>
日程第6 議 長	<p>日程第6 議案第2号「農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」を議題といたします。</p> <p>番号1から番号6までを一括上程いたします。</p> <p>事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
議 長	<p>事務局長より説明があります。</p>
事務局長	<p>御説明いたします。</p> <p>本件に関しましては、合意による解約が引き渡し期限の6カ月以内に行われていることが要件となっております。解約合意と引き渡しが行われ、通知されておりますので問題ないと考えられます。</p> <p>なお、番号1から番号6までの案件につきましては、この後の議案第5号(賃貸借の決定)において御審議いただく予定となっております。</p> <p>以上、よろしく御審議願います。</p>
議 長	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。</p>
日程第7 議 長	<p>日程第7 議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>番号1から番号3までを一括上程いたします。</p> <p>事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>

<p>議 長</p> <p>事務局長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>日程第 8 議 長</p> <p>議 長</p> <p>事務局長</p> <p>議 長</p>	<p>事務局長より説明があります。</p> <p>御説明いたします。 番号 1 につきましては、北海道水田発祥の地碑より北西側の農地で、所有する農地を近傍の農地を耕作している担い手の息子さんに売買するものでございます。番号 2 につきましては、(有)新和運輸より南側の農地で、所有する農地を隣接する農地を耕作している担い手の方に贈与するものでございます。番号 3 につきましては、新函館北斗駅より東側などの農地で、所有する農地をお孫さんに使用貸借するものでございます。 以上、よろしく御審議願います。</p> <p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。</p> <p>日程第 8 議案第 4 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画(所有権移転)の決定について」を議題といたします。 番号 1 から番号 5 までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p> <p>事務局長より説明があります。</p> <p>御説明いたします。 番号 1 につきましては、一本木稲荷神社より東側などの農地でございまして、平成 29 年 4 月よりこの農地を耕作してきました方へ売買するものでございます。番号 2 につきましては、報告第 2 号(あっせん申出の取下げ)がありました大野リバーサイドゴルフ練習場より西側の農地でございまして、平成 29 年 4 月よりこの農地を耕作してきました方へ売買するものでございます。番号 3 につきましては、一本木会館より東側の農地でございまして、平成 29 年 4 月よりこの農地を耕作してきました方へ売買するものでございます。番号 4 及び番号 5 につきましては、第 2 給食センターより西側の農地でございまして、近接地を耕作する方へ売買するものでございます。 以上、よろしく御審議願います。</p> <p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
---	---

<p>議 長</p>	<p>御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。</p>
<p>日程第 9 議 長</p>	<p>日程第 9 議案第 5 号「農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画（賃貸借）の決定について」を議題といたします。</p> <p>番号 1 から番号 3 5 までを一括上程いたします。</p> <p>事務局に朗読させます。</p> <p>（事務局：朗読）</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局長より説明があります。</p>
<p>事務局長</p>	<p>御説明いたします。</p> <p>番号 1 につきましては、議案第 2 号（合意解約通知の成立状況の確認）がありました(株)N I P P O 渡島統括事業所より北側の農地でございます。高齡のため隣接地を耕作する方へ貸すものでございます。番号 2 につきましては、第 2 給食センターより東側の農地でございます。労働力不足のため経営規模拡大を図ろうとする方へ貸すものでございます。番号 3 につきましては、ケアハウスそよかぜより西側の農地でございます。労働力不足のため隣接地を耕作する方へ貸すものでございます。番号 4 につきましては、(有)新和運輸より西側の農地でございます。労働力不足のため隣接地を耕作する方へ貸すものでございます。番号 5 につきましては、開発公民館より北側の農地でございます。労働力不足のため隣接地を耕作する方へ貸すものでございます。番号 6 につきましては、函館江差自動車道北斗中央 I C より西側の農地でございます。遠隔地のため近接地を耕作する方へ貸すものでございます。番号 7 につきましては、大野リバーサイドゴルフ練習場より南東側の農地でございます。労働力不足のため隣接地を耕作する方へ貸すものでございます。番号 8 につきましては、ローソン上磯追分店より西側の農地でございます。高齡のため隣接地を耕作する方へ貸すものでございます。番号 9 につきましては、沖川小学校より東側及び上磯中学校より東側の農地でございます。労働力不足のため隣接地を耕作する方へ貸すものでございます。番号 1 0 につきましては、函館江差自動車道北斗中央 I C より北東側の農地。番号 1 1 につきましては、北海道電力ネットワーク(株)変電所より北側の農地でございます。いずれも北海道農業公社が実施する農地保有合理化事業を活用し借り受けるものでございます。番号 1 2 につきましては、新函館北斗駅より北東側の農地で、高齡のため隣接地を耕作する方へ貸すものでございます。番号 1 3 につきましては、茂辺地市街地より西側の農地でございます。労働力不足のため経営規模拡大を図ろうとする方へ貸すものでございます。次の案件になります。1 7 ページをお開きください。番号 3 4 につきましては、議案第 2 号（合意解約通知の成立状況の確認）がありました函館育ちライスターミナルより南側の農地。番号 3 5 につきましては、文月会館より西側の農地で、いずれも労働力不足のため隣接地を耕作する方へ貸すも</p>

<p>議 長</p>	<p>のでございます。</p> <p>なお、番号14から番号33までの案件につきましては、継続で引き続き賃貸借するものでございますので、説明は省略させていただきます。</p> <p>以上、よろしく御審議願います。</p>
<p>議 長</p>	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>(「異議なし」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>次の番号36の案件につきましては、13番佐々木勝利委員が北斗市農業委員会会議規則第25条の規定により、「議事参与の制限」の対象となりますので退席を求めます。</p> <p>(佐々木勝利委員 退席)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、番号36を上程いたします。</p> <p>事務局に朗読させます。</p>
<p>議 長</p>	<p>(事務局：朗読)</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局長より説明があります。</p>
<p>事務局長</p>	<p>御説明いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>番号36につきましては、(株)サン・グリーン函館工場より東側などの農地で、労働力不足のため隣接地を耕作する方へ貸すものでございます。</p> <p>以上、よろしく御審議願います。</p>
<p>議 長</p>	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>(「異議なし」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。</p>
<p>日程第10 議 長</p>	<p>(佐々木勝利委員 復席)</p> <p>日程第10 議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画（使用貸借）の決定について」を議題といたします。</p> <p>番号1から番号5までを一括上程いたします。</p> <p>事務局に朗読させます。</p>

	(事務局：朗読)
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	御説明いたします。 番号1につきましては、介護老人保健施設いなほより南西側の農地で、労働力不足のため経営規模拡大を図ろうとする方と使用貸借するものでございます。番号2につきましては、最尊寺より南東側の農地で、引き続き5年の期間を設定し使用貸借するものでございます。番号3につきましては、新函館北斗駅より南側の農地で、引き続き5年の期間を設定し使用貸借するものでございます。番号4につきましては、(株)サン・グリーン函館工場より南東側の農地で、引き続き1年の期間を設定し使用貸借するものでございます。番号5につきましては、函館育ちライスターミナルより南西側の農地で、引き続き5年の期間を設定し使用貸借するものでございます。 以上、よろしく御審議願います。
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。 (「異議なし」の声あり)
議 長	御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。
議 長	次の番号6の案件につきましては、4番笠原勝幸委員が北斗市農業委員会会議規則第25条の規定により、「議事参与の制限」の対象となりますので退席を求めます。 (笠原委員 退席)
議 長	それでは、番号6を上程いたします。 事務局に朗読させます。 (事務局：朗読)
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	御説明いたします。 番号6につきましては、函館新幹線総合車両所より南西側の農地で、引き続き10年の期間を設定し貸借するものでございます。 以上、よろしく御審議願います。
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。 (「異議なし」の声あり)
議 長	御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。

	<p>(笠原委員 復席)</p>
<p>日程第 1 1 議 長</p>	<p>日程第 1 1 議案第 7 号「農地移動適正化あっせんの申出について」を議題といたします。 番号 1 を上程いたします。 事務局に朗読させます。</p>
	<p>(事務局：朗読)</p>
<p>議 長</p>	<p>朗読が終わりましたので、あっせん委員を指名いたします。 番号 1 につきましては、議席番号 2 番山本正人委員、議席番号 1 1 番時田孝喜委員、補助委員として鹿角昭夫推進委員を指名することに、御異議ありませんか。</p>
	<p>(「異議なし」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>御異議なしと認め、本件は指名のとおり決定いたします。 あっせん委員に指名された方は、よろしく願いいたします。</p>
<p>日程第 1 2 議 長</p>	<p>日程第 1 2 議案第 8 号「農地移動適正化あっせん委員の変更について」を議題といたします。 事務局に朗読させます。</p>
	<p>(事務局：朗読)</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局長より説明があります。</p>
<p>事務局長</p>	<p>御説明いたします。 委員会では、これまでも北斗市全域を 1 2 地区に分けまして、利用調整やあっせん、利用状況調査などの活動を行ううえでの中心区域として、農業委員及び農地利用最適化推進委員をそれぞれ割り振りいたしまして、農地等の利用の最適化の推進に取り組んでいただいたところでございます。農業委員、そして農地利用最適化推進委員の改選によりまして空白となっておりますあっせん委員につきまして、2 2 ページから 2 9 ページまでの 6 7 件について、記載のとおり変更指名をするものでございます。なお、議案第 8 号別紙として、申出された農地箇所図を添付いたしましたので、あっせん成立に向けた活動についてよろしく願いいたします。 以上、よろしく御審議願います。</p>
<p>議 長</p>	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。 (「異議なし」の声あり)</p>

<p>議 長</p> <p>日程第 1 3 議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>日程第 1 4 議 長</p> <p>議 長</p> <p>事務局長</p>	<p>御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。</p> <p>日程第 1 3 議案第 9 号「土地の現況証明調査委員の指名について」を議題といたします。 事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p> <p>朗読が終わりましたので、調査委員を指名いたします。 議席番号 5 番佐々木秀樹委員、議席番号 7 番中川哲委員、議席番号 9 番吉田勝幸委員、議席番号 1 1 番時田孝喜委員の、以上 4 名を指名することに御異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>御異議なしと認め、本件は指名のとおり決定いたします。</p> <p>日程第 1 4 議案第 1 0 号「令和 4 年度最適化活動の目標の設定等について」を議題といたします。 事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p> <p>事務局長より説明があります。</p> <p>御説明いたします。 農林水産省経済局長から通知されました最適化活動の目標の設定等につきましては、以前に説明、情報提供させていただいておりましたが、農業者の減少や高齢化が進む中、農業委員会は最適化活動を確実に実施することが重要であり、その透明性を確保する必要があるとされております。このため、農業委員会は令和 4 年度から毎年度、最適化活動の目標を設定し、最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況について点検・評価し、その結果を公表するとともに知事に報告するものとするとしてされたことから、記載のとおり設定するものでございます。</p> <p>3 2 ページを御覧いただきたいと思います。令和 4 年 4 月 1 日現在の農業委員会の現在の体制、農家・農地等の概要について記載しております。2 農家・農地等の概要につきましては、農林業センサスの数値を使用しておりますので実際とは差異がございましたが、認定農業者数につきましては 1 9 6 経営体で昨年比 2 4 経営体の減となり、年々減少している状況にあります。ページ右側の 1 最適化活動の成果目標の (1) 農地の集積の現状としては、令和 4 年 3 月末現在で 3, 4 9 3 ヘクタール集積されておりました、前年比 7 ヘクタールの増となっております。今年度の新規集積目標面積は、過去の実績を踏まえまして 1 0 ヘクタールと設定しますので、委員皆さんの活動による積み上げにより目標達成してまいりたいと考え</p>
---	---

ております。(2) 遊休農地の現状としては、黄区分の遊休農地が34.9ヘクタール存在しております。この黄区分とは、草刈り等では直ちに耕作することはできない、重機等を使用しなければ再生できない農地を言いまして、平成30年度に国の耕作放棄地再生利用緊急対策交付金事業が廃止されたことから解消には厳しい面がありますが、利用状況調査や個々の地区巡回により適正に管理されていない農地を早期に発見し、所有者に対して管理指導を行うなど遊休農地を発生させない活動に主眼を置くこととします。33ページをお開きください。(3) 新規参入の促進についてでございますが、令和3年度中に新規参入相談は4人ほどあったそうでございますが、実際には新規参入者はおりませんでした。今後においても、市などの関係機関と連携を取りながら新規参入希望者への対応をしてまいりたいと考えます。2最適化活動の活動目標(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標でございますが、以前に農業委員協議会役員の方々と協議をさせていただき活動日数を決定いたしました。その後、年間平均で月の活動日数が5日以下の場合、推進委員等の実績に応じた交付金の算定対象とならないとの通知があったことから1人当たりの活動日数を6日と設定いたします。この最適化活動とは、農地巡回指導や農地相談など農業委員会から割り当てされたもの、農家の意向を踏まえた利用調整やあっせん、地区内巡回パトロール、ほ場などの出先での農家からの情報収集、委員同士での意見交換など活動は多岐にわたります。どんな短い時間でありましても1日の活動となりますので、活動記録の記帳の徹底をお願いいたします。なお、委員皆さまにお支払いしております報酬や費用弁償のおおよそが国からの交付金で賄われておりますことを申し添えます。(2) 活動強化月間の設定目標は、8月、9月に農地利用状況調査、翌年2月に担い手への利用集積・集約化の推進を委員会として統一的に取り組む活動に位置付けます。(3) 新規参入相談会への参加目標につきましては、渡島総合振興局が主催する相談会へ1名以上参加することとしております。参加者につきましては、追って調整させていただきたいと考えております。

説明は以上となりますが、それぞれ掲げております目標の達成に向けた委員個々の活動につきましてよろしくをお願いいたします。

議長

朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。

(「異議なし」の声あり)

議長

御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。

議長

以上で、本日の全日程を終了いたしました。
これをもちまして、第2回北斗市農業委員会総会を閉会いたします。
御苦労様でございました。

(午後 2時46分 閉会)

	<p>会長（議長） 和 田 勝 雄</p> <p>署名委員 澤 田 亨</p> <p>” 山 本 正 人</p>
--	--